総合政策部　地域課題対策課

令和7年度

鹿沼市花木センター施設内建築物等解体工事仕様書

１　工事名称　　鹿沼市花木センター施設内建築物等解体工事

２　工事場所　　鹿沼市茂呂２０８６－１ほか

３　契約工期　　契約締結日から令和８年３月２３日まで

４　工事概要

鹿沼市花木センター施設内建築物等の解体（詳細は本仕様書７を参照）

５　工事項目

（１）廃棄物運搬処分

（２）任意仮設工事

（３）施設内外部の解体工事、電気設備解体工事、機械設備解体工事

花木センター下段部分敷地駐車場内にある埋設電線については、今後も使用するため残置とし解体工事の際には十分に留意すること（資料２「埋設電線図面」を参照）。

（４）建物周りのアスファルト舗装及びコンクリート叩きの解体工事

（５）敷地内の立竹木の伐採・伐根（資料１参照）

（６）仕上げ工事（荒整地：現場発生土で敷きならし）

（７）その他（次の事項が生じた際の処分等については別途協議するものとする。そのため、見積費用には含めない）

　　　・室内残置物及びゴミの撤去・処分

　　　・埋設物（粗大ごみ、地中杭、特殊基礎等）の処分

　　　　　※地中杭については原則残置とする。

・旧管理棟前の庭石の撤去

６　アスベスト含有廃材及び特別管理産業廃棄物の処分について

解体対象施設においては、アスベストのレベル２にあたる「石綿含有保温材や耐火被覆材、断熱材」、レベル３にあたる「成形建材」が存在している。提出する見積書（様式第３号）の見積費用については、資料３「アスベスト含有量調査結果」を参照し、アスベスト含有廃材処分費を含めた解体工事費とすること。

７　解体施設について

　【集出荷場（セリ場）】

　　・構造：S造

　　・延床面積：743.19㎡

・建築面積：743.19㎡

・図面：有

【農業研修所（旧管理棟）】

　　・構造：RC造２階建て

　　・延床面積：381.52㎡

・建築面積：208.32㎡

・図面：有

　　【倉庫１】

　　・構造：軽量S造

　　・延床面積：37.26㎡

・建築面積：37.26㎡

　　　※建築時の設計書等は既に無いため、詳細は現地調査により、プロポーザル参加者が各自で確認すること。

　【倉庫２】

　　・構造：軽量S造２階建て

　　・延床面積：265㎡

・建築面積：135.91㎡

　　　※建築時の設計書等は既に無いため、詳細は現地調査により、プロポーザル参加者が各自で確認すること。

　【倉庫３】

　　・構造：軽量S造

　　・延床面積：92.74㎡

・敷地面積：92.74㎡

　　　※建築時の設計書等は既に無いため、詳細は現地調査により、プロポーザル参加者が各自で確認すること。

　【四阿】

　　・構造：木造

　　・延床面積：7.45㎡

　　・敷地面積：7.45㎡

　　　※建築時の設計書等は既に無いため、詳細は現地調査により、プロポーザル参加者が各自で確認すること。

　【店舗】

　　・構造：木造

　　・延床面積：93.78㎡

・敷地面積：108.68㎡（茂呂2060-1）

　　　※建築時の設計書等は既に無いため、詳細は現地調査により、プロポーザル参加者が各自で確認すること。

特　記　事　項

１　一般事項

①本工事は積算金額による契約ではない。本仕様書に基づき、一切の手段についてプロポーザル参加者が責任を持って定めるものとする。

②本工事は本仕様書、最新の建築物解体工事共通仕様書、監理指針、その他関連法規等に従い、誠実かつ完全に施工し、工期内に完了検査を受け合格したのち、引き渡しを行うこと。

③工事上不明確な点、質疑又は設計図書に定めのない事柄が生じた場合は、遅滞なく監督員（地域課題対策課職員）に申し出を行い、回答を得たうえで施工すること。

２　安全対策関係

①工事期間中の安全管理は受注者にて責任を持って行うこと。

②工事関係者、第三者に関わらず工事を起因とする人身事故が起きた場合は、早急に、人命救助、緊急連絡、怪我の手当てなど必要な救護措置を行うとともに、２次災害防止対策を講じたうえ、監督員に必ず報告すること。また、工事現場周辺で発生したその他の人身事故に関しても同様の対応に努めること。

③作業に関係する苦情を受けた場合や、他の物件に損傷等を生じさせた場合は、受注者の責任において解決するとともに、速やかに監督員に報告すること。

④敷地内については禁煙とし、受動喫煙の防止を配慮し任意で定めた場所でマナーをもって行うこと。また、作業従事者への周知を徹底すること。

３　その他

①本工事に関する諸手続等は受注者が責任を持って行うこと。また、引き渡しまでの、工事用水等、光熱費は受注者の負担とする。

②廃材の搬出は、事前に搬出先を書面により監督員に報告し、承認を得ること。また、廃材搬出後は、搬出先が証明できる書面を監督員に提出すること。

③アスベストについては、関係法令等に基づき、適切に作業及び処分を行うこと。

④解体後に立入防止柵等を設置し、利用者の安全を考慮すること。

⑤受注者は監督員と協議のうえ、別紙の「工事資料等一覧表」から必要な書類を提出すること。

⑥本仕様書に定めのない事項については、別紙の「建築工事仕様書」の内容に準ずること。